

令和5年（ネ）第1912号 損害賠償請求控訴事件
原告 〇〇〇〇〇〇 外
被告 株式会社エーアンドエーマテリアル 外

意見陳述書

（一建設アスベスト大阪2陣・3陣訴訟の早期解決を一）

2024（令和6）年5月28日

大阪高等裁判所第5民事部④C係 御中

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 村松 昭夫

私からは、原告団、弁護団の総意として、本件の早期解決に関して意見を述べます。

1 建設アスベスト訴訟の特徴と到達点

まず、その前提として、本件建材メーカー訴訟の特徴と最高裁判決およびその後の下級審判決の動向を確認しておきます。

被災者らが石綿建材からの粉じんによって中皮腫などの石綿関連疾患に罹患したことは明白です。にもかかわらず、従事した建設現場が多数に上り、建設現場には多種多様な石綿建材が存在したことから、被災者らにおいて、病気発症の主要な原因となった石綿建材やそれを製造販売した建材メーカーを通常の立証方法で特定することが極めて困難である、建材メーカー訴訟の最大の特徴はこの点にあり、10数年に及ぶ建材メーカー訴訟は、この困難を克服してきた歴史でもあります。

そして、重要なのは、こうした困難の原因が、建材メーカーらが自ら製造販売した建材に石綿が含まれていることさえ明らかにしないまま石綿建材を長期に亘って大量に売り続けたばかりか、訴訟においても、自らの石綿使用量や石綿建材の製造販売量を一切明らか

にしないという不誠実な対応、姿勢を取り続けてきたことにあるという点です。

2021年5月の最高裁判決が、各石綿建材の種別ごとのシェアを基にした確率計算によって当該石綿建材の現場到達事実、ひいては責任を負うべき建材メーカーを特定するという原告らの主張立証手法の正当性を認め、建材メーカー責任を認めたのも本件のこうした特徴を踏まえたものです。

最高裁判決後、原判決も含め5つの下級審判決が出されていますが、細部では異なる点や克服すべき問題点があるとはいえ、いずれの判決も、基本的には最高裁判決を踏まえたものとなっています。このことは、建材メーカー訴訟の判断枠組み、大きな流れは、すでにほぼ確定したといっても良い状況になっている、もっと言えば、早期の和解解決を目指すべき到達点にあることを示していると言えます。

3 早期解決に向けて和解協議を

以上を踏まえるならば、被害の早期救済という観点からはもちろん、加害者としての一審被告ら自身の法的責任、あるいは社会的責務という観点からも、さらには、訴訟経済という観点からも、あらゆる視点から見て、これ以上、裁判を長引かせることなく、早期の解決に向けて話し合いを行うべき局面にある、このことは誰の目から見ても明らかです。とりわけ、原判決は、結審期日まで、いわば最後の最後まで、原被告が必要な主張立証を尽くして出されたものであり、このことは和解協議を行ううえで重要な重みのある判断が示されていることを意味しています。

にもかかわらず、何故、一審被告らは、依然として和解協議のテーブルにつくことさえ拒否しているのか、一審原告らは強い怒り、憤りを感じています。もちろん、細部を見れば全国各地の判決で異なる部分があることは事実です。しかし、これはある意味当然のことです。全国各地の訴訟において、基本的論点における主張立証は同一であっても、被災者一人一人のばく露状況など細部の主張立証は、各地の原告団や弁護団がそれぞれ創意工夫で行っており、各判決における判断の違いはその結果です。原告らも、すべての被

害者を対象とした「基金制度」創設は別として、全国各地の訴訟において、全国一律の内容による和解を求めているわけではありません。従って、各判決が細部において判断が統一されていないことが、本件における和解協議の支障になることなどありません。ましてや、一審被告らが細部に亘る判断が統一されていないことを理由に和解協議のテーブルにつくことさえ拒否するなど、決して許されるものではありません。もし、一審被告らが依然として和解協議を拒否する姿勢を取り続けるならば、それは、本件被害の発生においてばかりか、その救済の場面でも、被災者らの生命や健康より自らの経済的利益、それも目先の儲けを最優先する姿勢を取り続けているとしか言いようがありません。もっと言えば、一審被告らは、できるだけ訴訟の解決を遅らせることで、多くの被災者が死に絶える、あるいは被害救済を諦める、そのことによって自らの賠償金の支払いを最小限に抑えようとする、まさにこうした姑息な意図を持っていると言われても仕方のないものです。

もちろん、和解解決にあたっては、一審原告側も一審被告側も乗り越えなければならない諸問題があるのは事実ですが、それは、裁判所の尽力も得ながら、双方が、粘り強く知恵を出し合うなかで乗り越えていくべき問題であり、それは可能です。少なくとも、その努力を尽くすことは、本件訴訟の全当事者の現時点における最低限の責務ではないでしょうか。

一審原告らは、再度、裁判所に和解協議に向けて大きな役割を果たしていただくことを要望するとともに、一審被告らには、激甚な被害を発生させ、そのことが最高裁判決によって裁かれた加害者としての自覚と真摯な姿勢を持って、早期解決に向けた話し合いに応じることを強く求めるものです。

以 上